

會議錄

会議の名称	令和 7 年度第 2 回東松山市障害者計画等策定委員会部会					
開催日時	令和 7 年 7 月 2 8 日（月曜日）			開会	午前 1 0 時	
				閉会	午後 0 時 1 0 分	
開催場所	東松山市役所 分室西棟 会議室 1					
会議次第	1 開 会 2 議 事 （1）第三次市民福祉プラン後期計画に係る令和 6 年度実績及び暫定評価について （2）第四次市民福祉プラン施策体系（案）について （3）策定委員会の追加開催について 4 その他					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		0 人	
委員出欠状況	部会長	佐藤 美奈	出	委員	磯会 瑞	欠
	委員	丹羽 彩文	出	委員	若尾 勝己	出
	委員	原口 展昭	出			
事務局	障害者福祉課 荻原課長			障害者福祉課 浅野副課長		
	障害者福祉課 小松主査			障害者福祉課 金子主任		
次 第	顛 末					
1 開会 事務局（障害者福祉課金子主任） 佐藤部会長	本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから、東松山市障害者計画等策定委員会部会を始めさせていただきます。 本日の司会進行を務めます、障害者福祉課の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議事に移りたいと思います。 東松山市障害者計画等策定委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、部会長が議長になることになっております。佐藤部会長、議事の進行をお願いいたします。 なお、本日の会議の会議録作成にあたりまして、出席委員 2 名の方に署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録につきましては、丹羽委員と原口委員をお願いしたいと思います。 後日、会議録ができましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。 それでは議事に移ります。佐藤部会長どうぞよろしくお願いいたします。 皆様、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 議事に入る前に確認をします。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では、公開・非公開の決定を会に諮って決めることとなっています。本日の議題には特段非公開とすべき事項はないように思いますが、公開とすることによってよろしいでし					

	ようか。 —異議なし— では、本日の会議は公開とします。 事務局に確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。 いらっしゃいません。
事務局（障害者福祉課金子主任）	
2 議事 佐藤部会長	それでは議事に移ります。議事第1号「第三次市民福祉プラン後期計画に係る令和6年度実績及び暫定評価について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	— 議事第1号（分野1・2）について説明 —
佐藤部会長	ただいま事務局より説明がございました。何かご質問等ございますか。 よろしいでしょうか。
丹羽委員	資料2の見方を教えていただきたいのですが、評価の列で暫定評価と評価が違っている点や、参考と記載されている点について教えてください。
事務局（障害者福祉課小松主査）	上の段が後期計画を策定するときに、第三次市民福祉プランの評価を行ったときの指標になります。そのときには、この施策については評価を○として、後期計画においては、区分として継続の扱いとなったものです。それに対して、今回の暫定評価では、評価を○とし、その評価理由が黄色のセルに書いてあります。 ②を参考にしますと、②の施策について評価が「参考」となっているのは、施策の内容が変更になっているので、単純に前回の評価と比べることができないために参考という記載をしているものです。大きな修正ではなかったと思いますが、前回は○という評価だったが、施策自体が変更となっているので、今回の暫定評価にあたっては、前回評価は参考に当たるという意味で記載をしております。 説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。
丹羽委員	いくつかあるのですが、分野1、目標1、3の公営住宅について評価も状況も変わらない。取り組みもあまりない状況だとすれば、何かしらアプローチをした方がよいかと思います。例えば、まずは策定委員会かと思いますが、東松山市地域自立支援協議会で協議をすとか、何かしらできることを考えるとか。以前、住まいに関するプロジェクトはあったことも思い出しながら、取組が必要かと思いました。公営住宅全部をバリアフリー化することは難しいだろうという点はわかりますが、

	何かほかに手立てがないのかという発想がないまま、ずっと同じというのはちょっといかがなものかと思います。例えば、空き家はいっぱい増えているので、障害のある人たちが安心して暮らせる場や住まいの確保と、市として課題になっていること掛け合わせたときに、何か新しいものを生み出せないだろうかと思いました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	本件については、施策の項目が公営住宅にと限られてしまっているのです、おっしゃるとおり予算的な面も併せて、公営住宅のバリアフリー化は難しいところがございます。丹羽委員のおっしゃるような意見を踏まえて、第四次市民福祉プランを作る際には、公営住宅という限定的な書き方ではなく、広く障害のある方の住まいの場の確保というような取組内容に見直すことも一つの案だと思います。
丹羽委員	老朽化の方が問題になっていて、建て替えるのか建て替えないのかの議論もあると思います。 目標2の防災の実績値で、避難行動要支援者名簿登録者数は過去3か年で、令和4年度は多かった。令和5年度は整理をしたため減って、令和6年度はそこから少し増えた。障害のある人たちの登録は減っている。65歳以上の人たちの登録は増えているけれども、障害のある人たちの登録は減っているということでもよろしいですか。評価として〇でもよいかもしれませんが、更なる周知等が必要なのかどうなのかという点が気になりました。
佐藤部会長	減っているというよりは65歳以上になったのかとも思いますが、いかがでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	登録者については令和5年度に個人情報の取り扱いに係る見直しがあり、同意をいただけない方については名簿の登録を外すという背景がありました。そのため数が大幅に下がっております。65歳以上の方も減っているのです、全体的にやはり少なくなっているかと思います。
丹羽委員	令和元年の台風があった際は、関心も高まって、これを進めていくということで登録者が増えたけれども、その後、整理をしましょうということ取り組んできたと思います。間が空いて、少し意識的な低下もあったりするのだろうかと思いました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	担当は社会福祉課になりますが、当初の呼びかけに対して登録者が非常に多かった背景には、「心配だから」や「念のため」というような曖昧な基準の中で手挙げ方式をとっていたので、その方たちが一度手を挙げてずっと残っているような状況を段階的に整理して、真に必要な人と登録者を精査してきた背景がございます。 同時に、おっしゃっているように真に必要な方が登録に漏れていないかという点について、社会福祉課の方で毎年呼びかけを行ったりですとか、きらめき出前講座でも新しいメニューを取り入れたりですとか、広報紙、通知文書等でも呼びかけを図っております。今後も広く周知を図り、必要な方を登録していきたい方

若尾委員	針です。 目標 2 で、令和 4 年度から横ばいになっている福祉避難所の設置数が 11 から 10 と、減になっていますが、そもそもの適正な数というのが自分もわからない中で、福祉避難所そのものを増やしていく方向性はいかがでしょうか。福祉避難所は常設に開設するものではなく、段階的に開設されるものだと思います。集団で生活することに困難さを持ってらっしゃる方は、重度の障害の方ではない方もいらっしゃると思います。この計画の中では具体的に設置数について記載はありませんが、いかがでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	福祉避難所については受け入れ施設の了解を得て、また、そこに従事する人員もあてがった上で、二次的な避難所として開設をするものです。ただ、実際にそういった重度の方や、障害特性にある方が、そこに実際避難ができるのかという点は現状課題になっているところです。 一つの方向性として、東松山特別支援学校は一次避難所として体育館が指定されておりますが、教室棟と言うのでしょうか。体育館は一般市民の方が避難する場所として、教室棟を過去、東松山特別支援学校に在籍されていた方に限って避難先としてあてがえないかという調整を担当の方で進めていると聞いておりますが、そのあたり進捗状況などご存知の点があればお願いいたします。
原口委員	進んでいないと思います。環境的によろしくないということと、あとやはり授業がありますので、積極的に開放できるかということとそうでもないと聞きました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	そういった可能性も模索しながら、担当の方で進めてございますので、ご報告でした。
佐藤部会長	いくつかよろしいですか。まず、目標 1 の施策の 1 と 6 についてです。1 は関係機関や一般市民の方に理解を広めますという施策で、6 はボランティア団体等との包括的な支援のネットワーク整備を行いますとあります。1 に対する施策のまとめとしては、講座や研修の実施、SDGs の事例集の発表などにより啓発を広くしたというところで理解ができました。一方で、6 については精神障害者ボランティアや手話奉仕員は市民団体やボランティアにあたるのでよいと思いますが、後段の研修の実施等は包括的なネットワーク整備なのかという点疑問があります。これは啓発や理解促進にあたるのではないかと思いますし、あまり具体的でないように感じました。 次に目標 1 の 2 で、社会福祉課の住宅確保給付金延べ 12 世帯というのは、全て世帯主が障害のある方ということでしょうか、それとも全体の実績でしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	全体の実績です。

佐藤部会長	障害に限らず、色々な方に支給したという実績ですね。いくつかあるのですが、このページについては以上です。
事務局（障害者福祉課小松主査）	目標１の施策６については、施策がかなり広い項目だと認識しています。包括的な支援のネットワークを作るという施策に対して記載された実績がうまくあてはまっていないという指摘だと思います。ボランティア団体の育成等に係る実績と、ネットワークを作るにあたり、その素地にあたる理解啓発に係る実績が記載されていますが、もう少し踏み込んだ取り組みをということでしょうか。
佐藤部会長	権利擁護や理解促進についての施策１の実績ではないかと思ったことと、昨年度までは実績にありますが、精神障害に関する理解促進・普及啓発研修については、具体的な精神ボランティアに通じるのであれば、昨年度同様、６に位置づけてもよいかと思いました。おっしゃるとおり、施策６に位置づける実績は難しいと思いながらお伝えしています。
事務局（障害者福祉課小松主査）	この辺りについては、次の議事でお伝えする部分にかかる点になりますが、各施策について、関連があるとか、よく似ているとか、取り組みが具体的でないなど、重複を始め、そういった部分が散見されますので、それに関しては第四次市民福祉プランを作成する段階で整理を行ってまいりたいと考えております。
佐藤部会長	わかりました。では、次のページで、例えば、就労支援センターザックやナカポツセンターザックだとか、あと基幹相談支援センターが支援センターと支援センター事業のように、事業名が書かれているところと事業名がないところがあります。具体的に言うと目標３の１、コミュニケーション支援のところで比企広域消防本部とのＦＡＸ通報訓練というのは、手話通訳者派遣事業で行っているものですが、事業名を書く、書かないという表記に差異があるのはなぜでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ＦＡＸの緊急通報訓練やネット１１９について担当者が手話通訳派遣事業の担当と別だったことがあり、内部で整理ができておりませんでした。
佐藤部会長	ザックについては事業じゃなくても、実質一つしかないのに、一つが評価されるようなところもあるので、その辺りとの整合はどうなのかと気になったところです。 目標３の３、救急医療情報キットに係る令和６年度実績の３０４件というのも全体の実績か、障害のある方への実績かどちらでしょう。
事務局（障害者福祉課小松主査）	こちららも全体の実績です。

佐藤部会長	そうすると、障害のある方にどのぐらい配布されているかについてはわからないでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	こちらは窓口で、直接必要な方にお渡しした件数と、民生委員が配布するために希望してお渡しした件数が混ざっています。昨年度は民生委員の一斉改選があった背景から900件と非常に多くなっていますが、令和6年度の実績は例年どおりというところです。
佐藤部会長	民生委員の方はお一人暮らしとか、高齢者世帯への訪問は行っていらっしゃるけれども、障害のある方については、気になる世帯があれば行ったださっている程度なので、普及率は高くないかもしれないですね。 次の目標5の6、成年後見センターの相談受付実績について、令和5年度とくらべると約2倍になっていますが、これだけ増加した理由はいかがでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	この部分に関しては担当課に確認をさせていただき、次回の策定委員会でご報告させていただくのでよろしいでしょうか。
佐藤部会長	はい。加えて、それだけ相談件数が増加したにもかかわらず、評価は○というのは、目指しているところが高いのか、◎ではないのかなとも思いました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	評価については、件数が増加したまま維持できれば◎もよいかと思いますが、ひとまず3年のうちの直近1年が大幅に増加したところなので、もう少し経過を見て評価したいと考えています。
佐藤部会長	目標6の新規の8、令和3年から総合福祉エリアで空床利用型の短期入所をやっている旨が記載しており、残念ながら実績が非常に芳しくないのですが、同じく実績は芳しくないのですが、基準該当のあすみーるについては、ここで実績の確認はしていないでしょうか。短期入所と生活介護を実施しています。おそらく高齢分野で基準該当の届出が出ているので、障害の方ではもしかしたらは知られていないのかもしれないと思いました。医療的ケアがある方の短期入所・生活介護・放課後等デイサービスを実施しておりますので、ここで実績を確認していただけるとよいかと思いました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	確認させていただきます。
丹羽委員	先ほどの成年後見センターの評価について、相談件数が増えているにも関わらず○なのか、◎でもよいのではないかという意味でしょうか。
佐藤部会長	そうですが、先ほどの説明で単年度の実績だけではなく、経年で評価していくと

丹羽委員	のことでしたので、納得したところです。 そもそも施策が、機能を拡張し、中核機関として位置づけるとともに、要望を把握した上で支援機関の増設を目指しますとあるので、機能がどう拡張されたのかということと、支援機関が増えたのかということに対しての評価でないと、相談件数だけで評価するのは合致しないように思います。 また、分野２の目標３、大学や専門学校のことが書かれていて、ここについてはアプローチがなにかありましたでしょうか。高校卒業後の進路選択というところまでは施策があるけれど、大学というのでしょうか。まず、実態がどうなのか、市内の障害のある人たちの中で大学に進学している人たち、専門学校に行く人たちがどれくらいいるのかということもわからないので、第四次市民福祉プランではその辺り情報についてや、なにかしら取り組む必要があるのか検討をする必要を感じます。大学側も障害の人たちを受け入れるための体制整備を進めなさいと言われていて、その関係と実態がどうなっているのか、何かできることはあるのかと思ったところです。
事務局（障害者福祉課小松主査）	本件についてはおっしゃるとおり、現状の把握が難しいところです。ちょうど先日、個別にご相談があって、進行性の疾病による身体障害がある、車椅子の方が高校に在籍していて、そこでは学校の配慮で介助員を配置してもらって高校生活が送れており、その方が大学に進学をしたいと希望されていて、色々と調べてはいるとのことでした。大学側の受け入れに係る整備については、ユニバーサルトイレの設置など、それぞれ何がしかの取組はあるけれども、介助員の配置についてはできないという断りがあり、困っているという相談を受けました。そのときには、過去、大学に進学した方の例を調べて、当時の状況をお聞きしてお伝えするとともに、川島ひばりが丘特別支援学校へ問い合わせをさせていただいて、身体特性のある方の進学先としてどこかご存知ないか、実績がないかなどをお聞きして、情報提供は保護者の方にさせていただきました。本件について行政が取り組むという点は、本人の希望や学力により、どこの大学等に通いたいかな範囲がかなり広がってしまうため、把握も取組も非常には難しいと思うところです。
佐藤部会長	大学までの通学の支援者の確保というところで計画相談員が入って、通い先の大学では必要か確認したところ、その大学では大学の学生課が学生ボランティアを調整するので、大丈夫とのこと、ボランティアの学生さんと計画相談員が連携調整した例は、あったと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	埼玉大学がそのように取り組んでいるようです。
佐藤部会長	おっしゃったとおり、学校によって様々のようですね。

丹羽委員	大学にそういった委員会などの支援機関を置かなければならないとなったはずですが、ご本人に伝える情報もないし、委ねることも大変だとしたら、何かできることがないかと思って発言しましたが、ないということだとそこまできてしまいます。
事務局（障害者福祉課小松主査）	川島ひばりが丘特別支援学校から情報提供いただいた中に、障害のある方の受入れに係る大学の情報が集められた書籍が毎年発行されていて、一冊4万円ほどするそうですが、それを見ると、どの大学ではどんな支援が受けられるということがまとめられているそうです。ご相談のあった保護者の方にもお伝えしましたが、既に持っていらっしゃいました。私自身もそういった書籍の存在を知らなかったもので、少なくとも必要な方には相談員を通じてでも、情報提供はできるかもしれないと思います。
丹羽委員	市内に大学がいくつかあって、エリアの相談員の方が昔、その大学に通うにあたり大学と色々調整を図りましたが、それから時代が進んだこともあるので、計画に記載してあるけれどこの点についての対応や施策がないと思ったところです。ただ、こうしたらよいという考えも今まだわかりません。
佐藤部会長	ほかはよろしいでしょうか。では、ないようですので、次の分野について事務局から説明をお願いいたします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	― 議事第1号（分野3・4）について説明 ―
佐藤部会長	ただいま事務局より説明がございました。何かご質問等ございますか。
若尾委員	分野3目標4の施策3で△となっている部分についてです。法定雇用率の遵守ということで、何度か人事課と雇用率の件で相談を受けさせていただいていて、私としては、会計年度任用職員の枠組みを、暫定的に障害者の働く場として提供した方が、性質的には良いのではないかと何年も前から提案をさせていただいています。どうしてもそこから先に進まない人事課の回答というのは、正職員の採用に、だいぶ重きを置いてらっしゃる。確かに一人足として一人という採用の仕方、試験を受けていただいていたというストーリーも大事なのですが、行政の働くスペースは、民間企業がやっている事務の決算と比較すると、かなり多岐に渡って事務の仕事が体験できる場でもあります。実は今、埼玉県庁の方とやりとりさせてもらっている中で、スマートステーションという場所を確立させたというモデルと、これとはまた別に、今年度予算化してもらったものが、短時間のインターンシップと、短時間の雇用をセットにして、さらに言うと、手挙げ方式で、各課で人が足りていないし、こういった業務を誰かにやってもらいたいというものを、私どもで回って掘り起こしをさせて、そのストックした業務を障害者雇用に充当させていくと

	いうモデルを人事の方に賽を振って予算化してもらいました。 県の事業も一人足で雇おうとすると、追いつかないのが実情です。なので、状況に合わせて、柔軟な仕組み作りができると、この雇用率の問題が改善されていくのではないかと考えています。今後、法定雇用率も引き上がりますので、入ってくるかどうか分からない一人足が続けるのかというところが、現実と乖離していないかという点が非常に気になっていました。できればお手伝いをしたいので、提案をするのですが、なかなかそれが人事の中でまとまらないと言いますか、最終的に返ってくる回答は取り敢えず正職員募集をして、また相談しますというのが、何年も続いています。 実は、労働局の方からも東松山市が未達成なので、私が国の事業もやっているものですから、国の機関の方から、それだけ支援しているのに東松山市の支援をやっていないんだというようなやりとりがあったものですから。その辺りについても、障害者福祉課が所管することではもちろんないのでしょうけれども、政策として考えるときに、もうちょっと実態像にしっかりとあったようなものであればと思い、意見というか、提案させていただければと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	第四次市民福祉プランの策定に向けて、各施策については、関係各課とも調整を図る場面を想定しておりますので、いただいたご意見も伝えていきながら、改善が図れればと思います。
佐藤部会長	目標5の施策5、評価はできないという説明でしたが、過去3年間、総合評価方式における入札を実施する事業の内容を考慮した上で、必要に応じて、障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えることを検討するとあります。これは、検討した結果、加える必要がなかったのか、今後、必要に応じて評価項目に加えることを検討しますと言っているのか、どちらでしょうか。後者だとすると3年間何もしていないと捉えられてしまうので、検討して考慮した結果、入れる必要がなかったということであれば、そういった表現がよいかと思います。 その下の政策推進課が、都市機能誘導区域内に診療所が開設した。また、市内に特例子会社が1社設立されたというところについて、施策を読むと、特例子会社など障害のある人の雇用に積極的な事業者の誘致を進めるとあるので、特例子会社が1社という点は良かったと思いますが、この診療所というのも障害がある人が働いているところなのでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	一つの項目に評価が2つありますが、まず、契約検査課については、総合評価方式という方式による入札があるかどうか、そこがそもそもまずあるかどうかと、さらにその上で、ある場合には、その中に障害者雇用の達成率の状況を評価項目に加えることが妥当な、発注内容であるかどうかという2段階の条件がある中で、1段階目の総合評価方式による入札がそもそもなかったもので、検討する余地がここ3年間なかったと聞いております。総合評価方式による入札が発生すれば、その都度、業務内容を見て項目に加えるかどうかは当然検討することになるかと思います。

	政策推進課の企業誘致に関しては、基本的には市として企業誘致は進めているところですが、特別に障害のある人の雇用に積極的な事業者をというところの付度はできかねます。そのため、広い意味で市内に事業者が開設することで障害者の雇用機会が増えることに繋がるだろうという間接的な取り組みにはなります。特例子会社も少し補足をさせていただくと、令和6年4月から立ち上がったので、ここに記載をしていますが、企業誘致の実績としてはもっと以前になります。株式会社ヤオコーさんが坂東山に企業誘致で入られたのは数年前になりますが、そこに付属する形で、特例子会社を設立されたので、令和6年度に市が企業誘致したという実績とは離れますが、特例子会社がここで立ち上がったことは事実ですので、私の方で記載をした次第です。
佐藤部会長	障害がある人の雇用を積極的に進めるような事業者という付度は企業誘致においてできないと、この目標自体が成り立たなくなってしまうような気がします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	おっしゃるとおりだと思いますので、第四次市民福祉プランに見直しを図れたらと思います。
丹羽委員	診療所だけではなく、色々な事業者が立ち上がったのではないかと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	企業誘致という点で、政策推進課が働きかけて開設されたものが実績にあたります。
丹羽委員	第四次市民福祉プラン策定に向けて若尾委員にお聞きしたいのですが、特例子会社を今後誘致するというのは必要なのでしょうか。
若尾委員	特例子会社について、当時リクルートスタッフィングを誘致したときには、重度の知的障害の人たちがザックの旧法の施設にかなり残っていたという背景があって、当時の福祉課の皆さんと協議をしながら、この重度の障害のある人をデイケア施設から一般就労へ移行できないかというのがコンセプトでした。これについては決め打ちで、重度の知的障害の方たちを何とか施設から移そうということで始まっています。定員18人のうちの12、3人送り出したうちの8割が重度の方です。そういうコンセプトに乗っかってくる企業を見つけてこないといけなくて、なかなかそこが合致しない。今回、ヤオコーさんについても以前、取締役をやった方が知り合いだったので聞いたのですが、土地ももちろんですが、価格もあるし、流通の経路であるとか、拠点になっているところなどを精査したときに、ここでやろうと決めているらしいです。障害者雇用をやるからここでというのは、よほどのことがないとありえないと思います。その辺り、市として政策上、障害の方を一気に雇用するために、企業を誘致しようというものがあるのだったら、そのコンセプトに乗っかる企業を探してくるというのはありだと思います。例えば、今、相談を受けているオリコさんも、バックオフィスを作る場所というのをすごく考えていて、たま

	たま農福連携でやっているエスプールさんが20人くらい、お金を払ってやっていたのをつぶして、そこに障害者雇用を持ってこようと。その方と今やりとりをしていて、ふじみ野にそのバックオフィスを作ってもらうことになりました。そこがうまく、呼応していくものがないと、シンプルに企業に来てもらうというのはなかなか難しいと思うので、政策的に例えば3か年計画の中で、今の障害のサービスを利用している人たちのうち、段階的にこれぐらいの人数を一般雇用につなげるというものをやれば、もしかしたら企業でも乗っかってくるところがあるかもしれないと思います。 企業にとってメリットなのは、準工業用地を探してもらうとか、リクルートスタッフィングの場合、水を使うので行くと、その排水について許可が出る土地を探してもらうとか、トラックが入ってくるからこのくらいの平米数が欲しいとか。それはもう企業誘致だけではなくて福祉課をはじめ、市の中のいくつかの課とも調整してもらって、リクルートスタッフィングさんを持ってきている。やはり政策としてこうしていくとしないと、そこにニーズがあるかどうか分からないと思います。
丹羽委員	障害のある人の雇用に積極的な事業者という記載はありますが、その前に特例子会社と書いてあるので、特例子会社を誘致すると受け取れてしまいます。昔の、当時の時代はそうだったかもしれませんが、今、あえてここで特例子会社と記載する必要があるのでしょうかという疑問です。
若尾委員	今、課題になっているのは中小企業の障害者雇用の達成割合を増やすことが大きな命題になっているはずなので、施策としてここを考えるとしたら、地元の中小企業の中に障害者雇用を創出していくという活動が一番合っていると思います。 データを調べると、43.5人以下、40人以下の中小企業で、多分達成率は2%ちょっとぐらいしかないので、東松山はおそらく中小の、本当に小規模の事業者の方たちが多い地域であるだろうから、そういったところ目標数値を決めて、地元の人が地元の企業で働くという仕組みを作るという方がプランとしては現実的な気がします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	第四次市民福祉プラン策定にあたり、ご意見を踏まえた施策展開ができればと思います。
佐藤部会長	分野4、目標2の3と8についてです。まず8については、いろいろな芸術・文化を鑑賞する機会を増やしていくということに対して、社会福祉法人昴さんが行ったバリアフリー演劇が公演できたとして◎となっています。そうしたときに、これは個人的な感覚ですが、昴さんが行ったバリアフリー演劇も色々な方が見に来たので裾野を広げたと思います。3の美大生が講師を務めてワークショップを特別支援学校で行ったということですが、これは大学生という若い方たちが障害のある子どもたちに直接接して芸術的なことをお互いやったという点で、とてもよい取組だと思います。8が◎なら3も◎でよいのではないかと感じました。

事務局（障害者福祉課小松主査）	3につきましては、私と金子で担当させていただきましたが、市制施行70周年に合わせて、障害者作品展を盛り上げたかったので、特別に美大生をお招きしてワークショップをやったという、単年度の取り組みになります。3年間の暫定評価としては、今年度、予算的なところも含めて美大生を呼ぶ予定もございません。令和6年度だけで見れば◎を付けたいところですが、3年間でいうと○として概ね順調という評価が妥当かと思いました。
佐藤部会長	継続できると良かったですね。
丹羽委員	この取組は昴の支援センターは関係していますか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	本件は関係しておりません。直接美大と調整をしました。「旅するムサビプロジェクト」という大学側の取組をご紹介いただいたので、連絡を取らせていただき、実施したものです。
丹羽委員	県の方でも、美大生に作品の紹介を書いてもらったりしているので、1回きりではなくて、そういう連続性の中でうまくやれるとよかったと思いました。 あとは、佐藤委員もおっしゃるようにたった1回のバリアフリー演劇の公演で◎はちょっとどうかと思いますが。
佐藤部会長	それは◎でよいと思います。
丹羽委員	それをきっかけに何か、色々な活動が出てきたらよいと思います。例えば、市民文化センターの主催事業などで、情報保障があった事業の実績はないでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	基本的には指定管理者が事業計画を立てているので、確認してみます。
丹羽委員	実績があれば、またやろうと思えるように、市もそれを応援していると示せたらよいと思います。そうやって取組が広がっていったら評価も◎になります。
佐藤部会長	ほかはよろしいでしょうか。では、ないようですので、次の分野について事務局から説明をお願いいたします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	— 議事第1号（分野5・6・7）について説明 —
佐藤部会長	ただいま事務局より説明がございました。何かご質問等ございますか。 分野5の目標1の3と、目標2の1についてです。目標1の3の二つ目で、きら

	めき出前講座や、委託相談支援事業等を通じて、民生委員児童委員等に障害のある人の障害特性や配慮すべき事項を伝えたという点は、確かに昨年度、障害福祉部会の方が総合福祉エリアに連絡をしてきて、障害のある方と直接接している部署もお話をした中で、エリアだけではなく委託相談支援事業所の皆さんでやろうとしたので、確かに実績としてあったと思ったところです。目標２の１に記載のある基幹相談支援センターは何か実施したでしょうか。このときに基幹相談支援センターも一緒にいたからでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	基幹相談支援センターは、地域の理解・啓発研修を毎年やっていただいているので、その部分の実績です。
佐藤部会長	わかりました。また、いくつか基幹事業で行った研修について記載がある中で、例えば分野６の目標６の１では相談支援事業所からの相談対応１１６件（比企広域）という書き方をしています。おそらく基幹で行う研修全てにおいて比企広域での実施になるかと思います。例えば参加者２５人と書いてあるところは、必ずしも東松山市の方ではないので、そこは表記統一した方がよいのではないかと思います。 それから、分野６の目標１の４、新規項目ということで、今、障害のある方もスマートフォンを持っていて、トラブルについて、色々な人たちに周知を図っていくという内容だと思います。令和６年度の実績を見ると、消費者トラブルに係る相談窓口の掲載と、きらめき講座でも周知とありますが、ここにＳＮＳのことは触れていますでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ＳＮＳのトラブルについて、きらめき出前講座の中では触れておりません。消費者トラブルに関する相談としては、一部が該当する可能性はありますが、ＳＮＳから起こるトラブルに特化した取り組みはありません。
佐藤部会長	やはりＳＮＳのトラブル、コミュニケーションを広げている方もいらっしゃる一方で、やはり巻き込まれている方もいると思います。 あと分野６の目標４の３と８。令和６年度の施策別まとめとして、中身は全く同じことが記載されています。虐待の通報件数などです。３では、権利侵害に対応するという施策は○になっていて、同じようなこと書いてあるとつくづく思うのですが、８は法令に基づいて障害のある人の人権を擁護しますという施策は◎になっているので、両方◎なのではと思いました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ありがとうございます。法に則って権利擁護をする点については、行政ですので、当然確実にやっているという認識を持って◎をつけさせていただきました。 虐待の対応については、評価が非常に難しく感じる場所がありまして、個別事例や案件がわかっているからこそ、本当にその対応が正しかっただろうかという心理が働いてしまいまして、○をつけさせていただきました。

佐藤部会長	なるほど。ちゃんと制度のスキームに則って対応しているけれど、個別の支援においては本当正しかっただろうかという振り返りが常にあるということですね。
丹羽委員	それは記載すればよいのではないのでしょうか。個別の案件については振り返りもしながら対応している、というような。
事務局（障害者福祉課小松主査）	では、追記した上で◎に修正させていただきます。
佐藤部会長	ほかにはいかがでしょうか。
原口委員	分野２に戻りますがよろしいでしょうか。目標４について、「より質の高い知識や技術の習得を行います」という施策に対し、資料２を見ると色々な研修会の名前が書いてあります。資料１では就学相談調整会議について記載があり、特に教員に着目した場合は、より質の高い知識の習得に関わらないかと思われます。 目標５の関連実績に記載のある特別支援学級担当者研修会もそうですが、目標４と目標５の実績が重複する部分があると思います。目標４の施策に対しては、この研修会のついでに言及があってもよいのではないかと思います。例えば、目標４のところにはこの関連実績というものがなかったので、この枠の中に入れていただくのもよいと思います。 暫定評価が○なので、ほぼ順調に進んでいるという評価だと思いますが、高い専門性を身につけるためには、普段からの努力や積極的な考え方が必要かと考えます。研修では事例の検討を行っているうちに終わってしまうことも多いので、様々な困り事をお持ちの先生方に対して専門性の向上を図るという観点からもこの研修はとても大事なことだと考えますので、年１回で充分なのかも疑問です。 また、目標５について、「行政は県と市の別や組織の違いを超えて、支援していくこと」と記載があるので、県と市では仕組みが若干違うところもあるということが表現されていると思います。施策の２にも「関係機関との連携を深めるとともに、進級・進学・転校する際には適切な支援が受けられるようにします」と書かれており、取組として就学相談調整会議や自立支援協議会の開催等が記載されていますが、国の基準や県の基準に照らして個々のお子さんの実態を評価して検討するという機能が東松山市にはございません。国や県が示している就学基準について、保護者や就学前のお子さんへの情報提供が十分にされていないように感じます。保護者が自分で情報収集して判断しているように見受けられます。他の市町村では、就学支援会議に諮り、医療関係者や教育関係者等の外部の専門の関係者がお子さんの実態を評価して、どこに通うのがよいかということを決断する仕組みがあります。東松山市には、現状ではこうした仕組みがないので、今後つくっていただきたいという思いもありますが、仕組みは別にしても、県や国の基準に相違しないような、そうしたものがないということが問題かと思えます。明らかに基準とは違うお子さん

	を特別支援学校に入れてほしいという話が出たり、そうしたお子さんのケースがあったとしても調整会議で話題に出ていなかったりします。就学に関わる方々が問題だと判断したものを調整会議で検討するかと思います。問題だと思っても最初から取り上げないことや、そもそも問題がないと考えたために、調整会議の議題に出てこないことがございます。このことは私にとって身近な問題なので、今回の暫定評価の内容について、この3年間の取組において◎という評価は、私の見える範囲で見ると十分に機能しているのかを考えてしまいます。あくまでも私の目にみえる範囲ですので、市全体で特別支援学級やその他の様々な観点では、全体としては問題ないのかもしれないのですが、目標にある「ともに学ぶ」という観点からすると、もう少し評価が厳しくてもよいのではないかと思います。 国や県の基準が反映され、基準と著しく異なった方を入学させるということをや何とか止めさせてもらいたいという思いがあります。ぜひ委員の皆様にも受け止めていただいて、こうした考え方があるということをよく反映していただいた上でご検討いただけないかと思います。
佐藤部会長	この評価とは少し逸れた内容になりますが、基準とは違うお子さんが特別支援学校に入りたいという話は、療育ではなくて情緒に問題がある場合ということでしょうか。
原口委員	そういう場合もあります。しかし、基本的に知的障害がないのに特別支援学校に入学したいという方が、実際に今年度も入学しております。仮に障害があってもごく軽度であり、基準に当てはまらないのが明らかであるため、お断りをしても、市では受け入れられないと言われたという話がありました。 また、保護者が特別支援学校を希望する理由として、保護者の希望する進学先が学区外なので市としては受け入れられないために特別支援学校で、という説明を受けたからだという話も聞きました。そもそも特別支援学校の対象ではないお子さんが、市の学区の関係で保護者が希望されているからという話なのですが、いくら保護者が主張したとしても、法の趣旨に反することはできませんし、お子さんのためにもならないということを、以前、別の会議体でも説明しました。こうしたことは、楽しく学校生活を送るという当たり前のことが難しくなってしまうなど、権利の侵害にもつながることもあるかと思います。就学支援委員会を作るというのは難しいかもしれませんが、どのような仕組みであっても、適切な就学が行われ、子どもにとって最適な学びの環境を用意するということが行われないということがあってはいけないと思います。
佐藤部会長	元々は真逆の状況だったかと思います。医療的ケアが必要であっても、何とか地域で学びたいという思いを支えていく中で、就学相談調整会議に変わっていった経過がありました。なので、いくつか要素はあると思いますが、学区とは別の学校に行きたいけれども学区ではない方は特別支援学校を選ばざるを得ないという保護者達の追い込まれた状況も、あるのかもしれませんが。そこをよしとするかは別の話

原口委員	になりますが、学校側としても、障害者手帳は持っていないけれども配慮の必要性が大きいお子さんが大勢いて、学校側の余裕がないことから、地域の学校に行っていただくことを促すことができない状況等、様々な要素があるように思います。 法令上の認識としては、基本は地域の学校が前提となっています。その中で、特別支援学校に通う基準に沿って、通いたいお子さんが入学することはそのとおりだと思います。逆に、障害が重くても、地域で学びたいという子がいれば、その子は地域で受け入れるということも前提だと思います。その子に対して無理やり特別支援学校に入りなさいということは誰にも言えない。地域でみることが前提であり、法律もそのようになっています。なので、基準に合わないのに特別支援学校を市から案内されるのは違うように思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	この場でのご意見としては、実際に現場の連携を図る立場として、◎という評価は高過ぎるというご意見でよろしいでしょうか。
原口委員	この一点に限ってはそうです。ただし、この文面に表れない様々な要素があるかと思えます。適切な支援ができるようにすることや、関係機関との連携を深めることなど、ここに記載のある取組は実際には行われているので、それは正しいと思いますが、◎はどうかと思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	こちらの評価については改めて検討させていただくとともに、今後の第四次市民福祉プランの素案の作成にあたってのヒアリングでもご意見を踏まえながら、関係課と調整を図りたいと思います。
丹羽委員	評価が◎ではないのではないかという意見には賛同いたします。当初、就学相談調整会議が立ち上げられた経緯と、今、行われている就学相談調整会議との隔たりがかなりあるということは認識をしており、適切な支援が行われているかということ、そうとは言えないということには私も同様に思います。
事務局（障害者福祉課小松主査）	就学相談調整会議の内容についても踏まえた上で、改めて評価をしたいと思えます。
佐藤部会長	ほかはよろしいでしょうか。 では、ないようですので、続いて議事第2号「第四次市民福祉プラン施策体系(案)について」事務局から説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	— 議事第4号について説明 —
佐藤部会長	こういった考え方で今後整理をしていくことでよいかということです。内容につ

	いては別途協議するとのことですが、いかがでしょうか。
丹羽委員	一つだけ、障害福祉計画・障害児福祉計画との整合が図れているかが気になりました。これまでの流れの中で、両方の計画が連動するように考えられてきているので、市民福祉プランを変えることによって、障害福祉計画・障害児福祉計画も変える必要が出てくるか、大きな変更になる可能性はないだろうかという点について確認が必要かと思いました。
事務局（障害者福祉課小松主査）	懸念されるとしたら方針３の社会参加の中に、就労支援が組み込まれている点です。その辺りは今後、具体的にご意見をいただきながら、また、施策数など全体的なバランスも併せて見ていただきながら、ともに考えていけたらと思っております。
佐藤部会長	ほかはよろしいでしょうか。 では、ないようですので、続いて議事第３号「策定委員会の追加開催について」事務局から説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課小松主査）	ー 議事第３号について説明 ー
佐藤部会長	本件についてはご提案のとおりでよろしいでしょうか。
事務局（障害者福祉課小松主査）	では、追加開催の方向で日程調整を進めさせていただきます。
佐藤部会長	最後に、議事４号その他でございますが、皆さんからなにかございますか。 よろしいでしょうか。 では、本日の議事を終了し、議長の職を解かせていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。
４ その他	
事務局（障害者福祉課金子主任）	佐藤部会長ありがとうございました。 それでは次第の３、その他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。
丹羽委員	ーバリアフリー演劇とアール・ブリュット展について情報提供ー
事務局（障害者福祉課金子主任）	ないようですので、最後に、事務局から次回会議の日程についてお伝えをいたします。 追って通知させていただきますが、第２回策定委員会を９月１日月曜日に予定をしておりますので、ご出席の程よろしくをお願いします。

	また、先ほどの議事のとおり、第3回策定員会部会を10月末ごろに開催する いうことで、日程調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回障害者計画等策定委員会部会を 終了いたします。 本日はありがとうございました。
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。 令和7年8月21日 署名委員 <u>丹羽 彩文</u> 署名委員 <u>原口 展昭</u>	